

景品表示法に基づいて初めて課徴金納付命令が行われた事案

- 【裁判年月日】 平成 29 年 1 月 27 日
【事件番号】 消表対第 71 号、第 72 号、第 73 号、第 81 号
【事件名】 三菱自動車工業株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令及び課徴金納付命令並びに日産自動車株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令
【参照法令】 景品表示法 5 条 1 号・7 条 1 項・8 条 1 項
【掲載誌】 消費者庁ホームページ

事実の概要

三菱自動車工業株式会社（以下「三菱」という）が特約販売契約を締結する自動車販売業者を通じて供給する軽自動車並びに普通自動車及び小型自動車（「普通自動車等」）、日産自動車株式会社（以下「日産」という）が特約販売契約を締結する自動車販売業者を通じて供給する軽自動車に係る表示について、以下の行為が行われた。三菱及び日産は、カタログ及び自社ウェブサイトにおいて、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能が自ら記載したとおりであるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該記載のとおり表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は記載の水準を下回っていた。なお、三菱が供給する軽自動車並びに普通自動車等は三菱が製造したものであったが、日産の供給する軽自動車は、日産が自ら製造したのではなく、三菱からの OEM 供給であったとされている。

命令の要旨

平成 29 年 1 月 27 日、消費者庁は、上記行為が不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という）5 条 1 号の優良誤認表示に該当するとして、三菱及び日産に対し同法 7 条 1 項に基づく措置命令を行うとともに、三菱に対しては同法 8 条 1 項に基づいて 4 億 8,507 万円の課徴金納付を命じた。

命令の解説**一 本件の位置づけ**

本件は、平成 26 年 11 月改正法により課徴金制度が導入された景表法に基づいて初めて課徴金納付命令が行われた事案として大きく報道され、世間の耳目を集めた。第一号案件であるだけに、消費者庁が 8 条を中心に景表法の規定をどのように解釈し、本件事案に適用したのかを見ることは、今後の法運用のあり方を考える上で重要であると考えられる。したがって、以下では三菱に対する課徴金納付命令（消表対第 81 号、以下、「本命令」という）を中心に解説を行う。

二 命令等の手続的順序

三菱の普通自動車等に係る措置命令と課徴金納付命令は同時に行われた。三菱の軽自動車に係る措置命令と軽自動車 8 商品に係る実施予定返金措置計画の公表、日産の軽自動車に係る措置命令と軽自動車 20 商品に係る実施予定返金措置計画の公表も同時に行われている¹⁾。景表法自身は、これらの手続の順序に関して何も規定していないが、消費者庁の立案担当者は、まず措置命令を行い、その後に課徴金納付命令や実施予定返金措置計画の認定を行うという手続を前提とした解説をしていた²⁾。今回の処分の方針は、その解説とは異なる。しかし、本件後に出された日本サプリメント株式会社に対する措置命令（消表対第 174 号・175 号、平成 29 年 2 月 14 日）³⁾、株式会社エネルギー・コミュニケーションズに対する措置命令（消表対第 321 号、平成 29 年 3 月 24 日）、株式

会社ミーロードに対する措置命令（消表対第365号、平成29年3月30日）において、平成26年11月改正法施行日（平成28年4月1日）以降の違反行為が認定されているが、課徴金納付命令は平成29年4月14日現在行われていない。そうであるとすれば、原則としては前掲立案担当者解説のとおりであって、本件は偶々同時に両命令を行えたに過ぎないということなのかもしれない。

三 三菱に対する課徴金納付命令の検討

17条1項によれば、「課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない」。本命令書は、主文において納付すべき課徴金の額と納期限を、理由1で課徴金対象行為、理由2で課徴金の計算の基礎を記載している。

課徴金納付命令が出されているのであるから、三菱は、普通自動車等については実施予定返金措置計画を提出しなかったか、提出したが認定されなかったかのどちらかである。報道等を総合すると、実施予定返金措置計画を提出したが認定されなかった可能性が高そうである⁴⁾。

1 課徴金対象行為

8条1項より、課徴金対象行為は、「5条の規定に違反する行為」（3号該当表示を除く）である。本件では優良誤認表示が問題となっており、5条1号に該当する行為である旨明記されている。

本命令は、三菱が供給する本件26商品の各商品の取引に関し、「それぞれ」優良誤認表示を行っており、これらの表示は「それぞれ」5条1号に該当して同条に違反すると記載している（理由1）。すなわち、26商品ごとに26の課徴金対象行為を認定している。三菱が供給した普通自動車等については、29商品に措置命令が行われたにもかかわらず、課徴金対象行為は26商品に限定されている。課徴金対象行為とならなかった3商品については、8条1項ただし書により課徴金納付命令の要件を満たさなかったと考えられる⁵⁾。

2 課徴金の計算の基礎

課徴金額は、8条1項本文より、「課徴金対象

期間に取引をした」(2)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」(1)の「政令で定める方法により算定した売上額」(3)に3%を乗じて得た額となる。以下、各要件につき本命令でどのように解釈適用されたかを検討する。

(1) 課徴金対象行為に係る商品（理由2(1)ア）

「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（以下、「ガイドライン」と呼ぶ）第4の2は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」を、優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務であると解説する。本命令においては、「本件26商品の各商品」が「課徴金対象行為に係る商品」とされており、後で見るように、課徴金対象期間、売上額、そして最終的な課徴金額の算定も26商品ごとに行われている。

(2) 課徴金対象期間（理由2(1)イ）

「課徴金対象期間」は、8条2項に規定されている。

課徴金対象期間は、原則として「課徴金対象行為をした期間」をいうから、まずこれを特定する必要がある。本命令は、課徴金対象行為を、カタログを出荷する行為とウェブページを公開する行為と捉えている（別紙記載の事実参照）。これは、措置命令における優良誤認表示の認定に対応している。カタログについて、実際にカタログを供したのは三菱でなくディーラーであるから、実際に当該表示が不当に顧客を勧誘し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを惹起した期間は、カタログ出荷開始～終了日と同一でない可能性があるが、違反者自身の行為に基づいて期間を認定するのは、効率的に処分を行う上でやむをえないといえよう（ガイドライン第4の1(5)想定例①に準じた対応だといえる^{6) 7)}。なお、上記2行為の他にも各種広告媒体などで同種の優良誤認表示がなかったわけではないように推測されるが⁸⁾、本件に係る命令のいずれにおいても上記2行為に限定されたのは、上記2行為に対する措置命令により本件に係る優良誤認表示全体が改善され、課徴金算定にも大きな影響を及ぼさないと考えられたからかもしれない。本命令は、認定された課徴金対象行為に応じて、本件26商品につきそれぞれ始期と終期を認定して、「課徴金

対象行為をした期間」を算出している⁹⁾。そして、これが最終的に本件 25 商品の課徴金対象期間となっている。

ただし、8条2項括弧書により、課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する日、もしくは同日前に「課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を勧誘し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置」(以下、「誤認解消措置」という)をとったときはその日まで、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を、先に算出した「課徴金対象行為をした期間」に加えた期間が課徴金対象期間となる。本命令は、本件 26 商品の各商品について課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する日前に誤認解消措置をとったことを認めている。そして、1商品について当該誤認解消措置前に取引が行われたとして、最後に取引をした日までの期間を足して課徴金対象期間を認定している。他の 25 商品についても誤認解消措置が認定されているのは、当該措置前に取引がなかったことを確認する趣旨であろう。

景表法施行規則 8 条は、誤認解消措置の具体的方法として、日刊新聞紙に掲載する方法を挙げている(ガイドライン第4の1(4))。本件では平成 28 年 9 月 11 日付で複数の日刊新聞紙に記事が掲載されたことを確認できる¹⁰⁾。

(3) 政令で定める方法により算定した売上額(理由 2(1)ウ)

施行令 1 条に基づき引渡基準で売上額が算定されたと推測される。各種控除等については算定式が公表されておらず、不明である。本件売上額は、一般消費者からの売上額ではなく、三菱の直接の取引先であるディーラーとの取引によるものであると思われる(ガイドライン第4の3(1))¹¹⁾。

3 主観的要素

8条1項ただし書より、当該事業者が課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った表示が優良・有利誤認表示であることを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」は、課徴金納付は命じられな

い。本命令理由 2(1)エは、「三菱が本件 26 商品の各商品の燃費性能について改ざん等の行為を行い、また、当該行為の防止等を図るための管理監督を十分行って」おらず、かかる状況の下、課徴金対象行為をしていたと指摘して、8条1項ただし書に該当しないことを確認している。

4 自主報告

9条より、事業者が課徴金対象行為に該当する事実を施行規則 9 条の定めるところにより報告すると、課徴金額が 50%減額される。しかし、同条ただし書により、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、減額されない。

本命令理由 2(2)は、この点につき、三菱は、課徴金対象行為に該当する事実を報告したとしている。しかし、当該報告をしたのは本件調査を通知したときである平成 28 年 5 月 27 日又は 8 月 31 日午前より後である同日午後であって、9条ただし書に該当すると認定されている。9条ただし書は課徴金納付命令があるべきことを「予知」してされた報告か否かを主要な要件としているから、日付単位でなく時間単位で先後が問われる点が具体的に明らかとなっている¹²⁾。本件では、本件調査通知日が 2 回摘示されている。なぜ 2 回にわたっているのか、詳細は明らかでない¹³⁾。

四 日産に対する措置命令及び課徴金納付命令の可能性

事実の概要で述べたとおり、日産は自ら本件措置命令の対象となった軽自動車を製造していたのではなく、三菱が製造した軽自動車を販売していた。日産は軽自動車 27 商品について措置命令を受けた上、同 20 商品について実施予定返金措置計画を提出してその認定を受けている。したがって、課徴金納付命令の事前手続に入っていることになるから、消費者庁長官は、少なくとも上記 20 商品について課徴金納付命令の要件を充足すると考えたといえる¹⁴⁾。つまり、日産も、8条1項ただし書にいう「課徴金対象行為をした期間を通じて」優良誤認表示であることを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者で

ないと認められるとき」に該当しないと判断されたことになる。

本件問題は、日産が三菱に対して、届出燃費と実燃費との間に乖離があると指摘したことに端を発する¹⁵⁾。この時点までは、日産が当該表示につき根拠資料等を確認していれば、「知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」に該当した可能性がある。しかし、上記指摘を行った2015年秋ころから2016年4月20日までについても、日産は当該表示を続けていたのであるから、「当該事実を知った後に速やかに課徴金対象行為をやめたとき」には当たらないと判断されたのであろう（ガイドライン第5の2(2)）。

●——本件の解説

- ・ 染谷隆明「三菱・日産の燃費不正事例からひもとく景品表示法の課徴金制度」NBL1092号51頁
- ・ 古川昌平「三菱・日産事例をどう伝えるか——経営陣に伝えるべき3つのポイント」NBL1092号58頁

●——注

- 1) http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/authorization_list/ (2017年4月14日閲覧)。認定実施予定返金措置計画が公表されているのであるから、課徴金納付命令の事前手続には入っている(10条1項)。少なくとも三菱の軽自動車8商品と日産の軽自動車20商品については、課徴金納付命令案が通知されているはずである。
- 2) 黒田ほか編著『逐条解説 平成26年11月改正景品表示法——課徴金制度の解説』(商事法務、2015年)165頁図。
- 3) 2017年2月14日の時事通信の報道によれば、「課徴金については調査を継続する。」という。認定返金措置計画も公表されていない。
- 4) 例えば、日本経済新聞電子版1月27日。三菱のホームページによると、三菱は普通自動車等の購入者に対して損害賠償等をしている。しかし、対象期間中に購入したがすでに手放している人、残価クレジットによって購入した人を返金対象外としていたため、実施予定返金措置計画の申請につき不認定処分がされたと指摘されている(染谷・NBL1092号56頁)。
- 5) 本命令理由2(1)エより、三菱が優良誤認表示であることを知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認定された可能性は低いと思われるので、「その額が150万円未満」に該当した可能性が高い(染谷・NBL1092号55頁注9同旨)。優良誤認表示が商品ごとに認定されたため、裾切額も商品ごとに計算される。
- 6) 課徴金納付命令が制裁的性格をもつ処分であることに

鑑みると、帰責性の観点からも違反者自身の行為に着目することは正当化されそうである。

- 7) 本件において、ディーラーは「表示の内容の決定に関与した事業者」でないため、措置命令を受けていない。東京高判平20・5・23平成19年(行ケ)第5号審決集55巻842頁[ズボン原産国バイクルーズ]参照。
- 8) 各種広告その他の表示が2条4項にいう「表示」に該当することについては、ガイドライン第2の1参照。
- 9) 始期はいずれも課徴金制度を導入した改正法施行日である平成28年4月1日である(改正法附則2条)。
- 10) 日本経済新聞紙朝刊30面、朝日新聞紙朝刊34面。
- 11) 理由の説明として、白石忠志「連載景品表示法の構造と要点第5回 課徴金納付命令(中)」NBL1051号60頁。販売された普通自動車等の中には、個人事業主が専ら業務用に用いるものも含まれていると思われるが、それらについてどのような扱いがされたかについては不明である。
- 12) この点、独禁法上の課徴金減免制度は、条文上「調査開始日」の先後を問題にしており、日付単位である。
- 13) この点につき、染谷・NBL1092号55頁注10が一定の推察を行っている。
- 14) この点につき、注1)参照。他の7商品については、三菱普通自動車等について課徴金納付命令が行われなかった3商品と同様に、裾切額により課徴金納付命令の要件を満たさなかった可能性が高いと思われる。
- 15) 「燃費不正問題に関する調査報告書」(特別調査委員会、平成28年8月1日)2頁。

東北大学准教授 滝澤紗矢子